

# 愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 この要綱の対象は、予定価格が500万円以下の業務委託とする。

## (最低制限価格の算定)

第3条 前条に規定する業務委託の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 業務委託を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した最低制限価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 入札執行者は、開札の際、前項の書面を開札場所に置くとともに、電子入札による場合にあつては、規則第133条第4項に規定するファイルに記録するものとする。

## (最低制限価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

## (落札者の決定)

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

## (落札者決定の通知)

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

## (入札参加者への周知)

第7条 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあつては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれない

こと。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に⑥を乗じて得た額を、最低制限価格とする。